

## 私立学校法令和元年改正の概要

※ 概要説明資料のため一部説明を簡略にしています。

※ 文部科学省作成資料のうち、寄附行為作成例に係る条文を岩手県知事所轄法人用寄附行為作成例の条文に修正し、併せて、文部科学大臣所轄法人のみ適用となる改正部分の説明のみ削除しています。

### 第一 学校法人の責務

学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めるものとする。 (第 24 条)

### 第二 学校法人の管理運営制度の改善

#### 一 特別の利益供与の禁止

学校法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えてはならないものとする。 (第 26 条の 2)

- 一 これまでも学校法人から法令や寄附行為、内部規程・手続き等に基づかない利益供与は善管注意義務違反であり認められなかったことを明示したもの。
- 一 「特別の利益」とは、例えば土地建物の無償貸与や報酬規程に基づかない金銭の提供など。
- 一 理事等本人以外、設立者、理事等の三親等以内の親族などを政令で規定。

#### 二 学校法人と役員との関係

学校法人と役員の関係は、委任に関する規定に従うものとする。 (第 35 条の 2)

- 一 これまでも役員は委任類似の契約により学校法人の機関となるとの解釈であったものを明示したもの。
- 一 これにより監事についても民法上の善管注意義務があることを明確化。(義務の内容には変更なし)

#### 三 理事会の議事参与制限

理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないものとする。 (第 36 条)

- 一 同時に、これまでは理事長個人との契約等の際には所轄庁による「特別代理人」

- の選任が必要だったものを削除。(今後は特別代理人の選任は不要)
- 今後は、すべての理事について特別の利害関係がある場合には議決参与不可。
- 議決のみならず議事についても一時退席などにより議事の公正確保が必要。

(寄附行為作成例の改正点)

第 19 条第 12 項にすでに記載があるが、法令改正にあわせて、文言修正。(改正後作成例第 18 条第 13 項)

#### 四 監事の職務 (第 37 条)

- 1 監事は、理事の業務執行の状況を監査するものとする。こと。
  - 平成 16 年改正で監事の職務につき、「理事の業務執行」を「学校法人の業務」に改正したが、個々の理事の業務執行が監事の監査の対象であることを明確化するため、改めて「理事の業務執行」についても確認的に規定。(監査の実質的な対象範囲に変更はない)
- 2 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為等を発見し、これを報告するために必要があるときは、理事長に対して理事会の招集を請求するものとする。こと。
  - 従来は評議員会の招集請求ができるのみであったものを理事会の招集請求についても追加。
- 3 監事は、理事会又は評議員会の招集の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を開く旨の通知が発せられない場合は、理事会又は評議員会を招集することができるものとする。こと。
  - 招集の請求をしても理事長が招集をしない場合には監事が自ら招集する。(法令上「できる」とあるが、法令違反等の重大な事実を発見したときであり、招集しない場合には、監事に善管注意義務違反の可能性。)
  - 招集された理事会や評議員会の議長はそれぞれの議長選出規定による。(監事が議長にはならない)
- 4 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令や寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとする。こと。(第 40 条の 5 の準用規定)
  - 監事による差止め請求権を追加するもの。
  - 「できる」とあるが、このような状態のときには監事は請求する責務がある。

(寄附行為作成例の改正点)

これらにつき、それぞれ第 17 条に新たに監事の職務として追加。(監事が理事会を招集した場合の議長選出規定は第 18 条に追加。)

## 五 競業及び利益相反取引の制限

理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとする。（第40条の5の準用規定）

- －「競業」とは理事が個人として又は会社等の代表者として、学校法人と競合する事業を行うことであり、教育研究事業のみならず、収益事業も対象となる
- －一次のような場合にも「競業」となる可能性があるため、例えば年度当初や理事の就任時等において、理事会での包括的承認の仕組みを検討することが望ましい。
  - ① 理事が他の学校法人の理事を兼ねる場合
  - ② 附属病院のある大学法人の理事が、病院（医療法人）を経営する場合
  - ③ 理事が他の学校法人の教授や非常勤講師等を兼ねる場合
  - ④ 附属病院のある大学法人の理事が、他の病院で診療行為を行う場合
- －「利益相反取引」とは、理事との売買取引や理事の債務保証等が代表的なもの。
- －「利益相反取引」により学校法人に損害を与えた場合には、その利益相反取引に賛成した理事等も損害賠償責任を負うこととなるため、議事録に賛否を明確に残すことが必要となる。

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により理事会の承認が必要。

但し、[第20条](#)の議事録規定に利益相反取引の際の理事の賛否記載義務を追加。

## 六 理事の監事への報告義務

理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないものとする。（第40条の5の準用規定）

- －理事として被害防止措置を自ら行うことや理事長への報告等は当然に必要
- －あわせて監事が職務執行できるようにするために報告することとするもの

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により監事への報告が必要。

## 七 評議員会の議事参与制限

評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないものとする。 (第 41 条)

－すべての評議員について特別の利害関係がある場合には議事参与不可。

(寄附行為作成例の改正点)

第 21 条の評議員会の規定中に議事参与制限の規定を追加。

## 八 評議員会からの意見聴取

事業に関する中期的な計画及び役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないものとする。 (第 42 条)

－評議員会に対する必要的諮問事項を追加。

(寄附行為作成例の改正点)

役員に対する報酬等の支給の基準について、第 23 条の評議員会への諮問事項に追加。

## 九 役員对学校法人に対する損害賠償責任

役員は、その任務を怠ったとき（任務懈怠）は、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 (第 44 条の 2)

また、評議員会の決議や理事会の決議等により、一定の範囲で役員損害賠償責任を軽減できること。 (第 44 条の 2 の準用規定)

－これまでも民法上の善管注意義務に基づく債務不履行責任として適用されていたものを私学法においても明確化したもの。

－あわせて、これまで規定がなかった損害賠償責任の軽減に関する規定を追加。

－「任務を怠ったとき（任務懈怠）」とは、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えたときに賠償の責任が生ずる。（善意無過失で職務上損害が生じたとしても損害賠償責任は生じない）

- －「悪意又は重過失」により学校法人に損害を与えた場合には、総評議員の同意があった場合に限り損害賠償責任は免除しうるが、総評議員の同意がない場合には免除や軽減は一切認められない。
- －「軽過失」により学校法人に損害を与えた場合には、評議員会の三分の二以上の決議（又はあらかじめ寄附行為に規定がある場合には理事会の決議）により、一定の範囲で損害賠償責任を軽減できる。
- －また、非業務執行理事や監事については、あらかじめ寄附行為で定めた上で個別に契約することにより、理事会や評議員会の議決なしに損害賠償責任の上限が定まることとなる。（契約がなければ全額につき賠償責任を負う可能性あり）

（寄附行為作成例の改正点）

※寄附行為における任意的記載事項

損害賠償責任につき理事会の決議で免除できる旨の規定を追加。（新）

非業務執行理事等との責任限定契約の締結が可能である旨及びその額を追加。（新）

## 十 役員<sup>1</sup>の第三者に対する損害賠償責任

役員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。（第 44 条の 3）

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により責任が生じる。

## 十一 役員<sup>1</sup>の連帯責任

役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。（第 44 条の 4）

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により責任が生じる。

## 第三 学校法人の運営の透明性の向上

### 一 寄附行為<sup>1</sup>の備置き及び閲覧（第 33 条の 2、第 66 条）

- 1 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な

理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものとする。

- 2 学校法人の理事等は、寄附行為の備付けを怠り、又は正当な理由がないのに寄附行為の閲覧を拒んだときは、二十万円以下の過料に処するものとする。

(寄附行為作成例の改正点)

第38条の財産目録等の作成及び閲覧に関する規定に追加。

## 二 役員等名簿の備付け及び閲覧（第47条、第66条）

- 1 学校法人は、役員等名簿を作成しなければならないものとする。
- 2 学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、在学者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものとする。
- 3 学校法人の理事等は、正当な理由がないのに財産目録等の閲覧を拒んだときは、二十万円以下の過料に処するものとする。

(寄附行為作成例の改正点)

第38条の財産目録等の作成及び閲覧に関する規定に追加。

## 三 役員に対する報酬等の支給の基準（第47条、第48条、第66条）

学校法人は、役員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めるとともに、当該報酬等の支給の基準に従って、役員に対する報酬等を支給しなければならないものとする。

- 一 現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に相当する規程等が作成されている場合（今年度中に作成する場合も含む）には、当該規程等をもって、私立学校法上の「役員に対する報酬等の支給の基準」として差し支えない。
- 一 この場合であっても「中期的な計画」と異なり、この規程等が評議員会の意見を聴いた上で作成されていないものである場合には、施行日（令和2年4月1日）

までに、意見を聴くことが必要。

一 現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に相当する規程等がない場合には、附則 9 条で定める準備行為として法施行日までに「役員に対する報酬等の支給の基準」を作成することが必要。

一 「役員に対する報酬等の支給の基準」については、文部科学省令において「役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項」を定めることとされており、同施行通知において基準の作成例を提示。

(寄附行為作成例の改正点)

第 13 条及び第 28 条として役員報酬基準に基づく報酬の支給に係る規定を追加。

(新)

## 第五 清算人の選任

学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立により又は職権で、清算人を選任するものとする。(第 50 条の 4)

## 第六 関係規定の整備

その他関係規定の整備を行うこと。

## 第七 施行期日等

### 一 施行期日

新私立学校法は、令和 2 年 4 月 1 日から施行すること。

### 二 準備行為及び経過措置等

この法律の施行に伴い必要な準備行為及び経過措置に関する規定を整備するとともに、関係法律の所要の整備を行うこと。

### 三 検討

政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新私立学校法の施行の状況について

検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### (参考) 成年被後見人及び被保佐人制度の改正に係る事項

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）により、学校教育法が改正され、校長及び教員の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人であること」が削除されたことから、私立学校法において役員の欠格事由に新たに「心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの」が追加された（施行日は令和元年 12 月 14 日）。

(寄附行為作成例の改正点)

第 12 条の役員の退任規定を改正。